

水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び同法第九条第一項の指定ダムを指定する政令の一部を改正する政令案要綱

第一 水源地域対策特別措置法第二条第二項の政令で指定するダムとして、本明川水系本明川本明川ダムを新たに指定すること。
(本則関係)

第二 この政令は、公布の日から施行するものとする。
(附則関係)